

○記入上の注意（一団の土地で一枚の届出書を提出する場合）

- 1 届出期限内の届出と届出期限超過の届出を1枚の届出書にまとめることは不可であること。
- 2 届出書の「契約の相手方等に関する事項」欄、「土地に関する事項」欄、「対価の額等に関する事項」欄等を別紙とすること（別紙記載例参照）。
- 3 同一の様式による契約が複数ある場合は、1通だけ契約書全てをコピーして添付し、2通目以降は、土地の譲渡人、土地の所在・面積・地目・対価等の記載のある部分だけをコピーして添付すること。
- 4 上記の取扱いをする場合、最初の契約から14日以内に事後届出書を提出すること。
- 5 従前どおり1契約1届出としても差し支えないこと。